

(別紙 1)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
【一部改正】 障発0329第20号	【一部改正】 障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
【一部改正】 障発0930第2号	【一部改正】 障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
【一部改正】 障発1226第4号	【一部改正】 障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
【一部改正】 障発0331第26号	【一部改正】 障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
【一部改正】 障発0330第12号	【一部改正】 障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
【一部改正】 障発0331第17号	【一部改正】 障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
【一部改正】 障発0330第5号	【一部改正】 障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
【一部改正】 障発0327第31号	【一部改正】 障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
【一部改正】 障発0330第3号	【一部改正】 障発0330第3号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
【一部改正】 障発0331第5号	【一部改正】 障発0331第5号
令和4年3月31日	令和4年3月31日
【一部改正】 障発0802第8号	【最終改正】 障発0802第8号

改正後	現行
<p style="text-align: right;">令和4年8月2日 【最終改正】こ支障第94号 <u>令和6年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>	<p style="text-align: right;">令和4年8月2日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>

改正後	現 行
<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関</u>（以下「<u>指定障害児入所施設等</u>」という。）又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」という。）と</p>	<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設</u>又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とす</p>

改正後	現 行
<p>る。</p> <p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p><u>(8の2) 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u> <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u> <u>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人</u></p>	<p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>間関係・社会性。)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは、指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</u></p> <p><u>なお、令和7年3月31日までの間は減算されないが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。</u></p> <p>④ <u>公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</u></p> <p>⑤ <u>当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</u></p> <p>⑥ <u>都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、</u></p>	

改正後	現行
<p><u>指定の取消しを検討するものとする。</u></p> <p>(9) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>(一) 障害児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数を当該所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、<u>指定障害児通所支援事業所、指定障害児入</u></p>	<p>(9) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 <u>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援</u></p> <p>② 算定される単位数 <u>1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u> <u>なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、<u>指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設</u></p>